

(要綱3条関係)

様式第2号
年 月 日

様

大阪市住之江区長

貸与決定書

年 月 日付けで申請のありました『』における「木のたまごプール」の使用については、次の条件をつけて承認します。

記

- 1 申請後申請内容に変更があった場合には、直ちにその変更届を提出すること
- 2 要綱を必ず守るとともに、使用中に発生した事故、損害等については、一切を申請者が負うこと

担当 〒559-8601 大阪市住之江区御崎3丁目1番17号
大阪市住之江区役所 協働まちづくり課
電話番号 06-6682-9734
FAX 06-6686-2040

(使用上の遵守事項)

第6条 貸与決定を受けた者は、「木のたまごプール」の使用にあたり、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 貸与決定した用途にのみ使用すること。

(2) 使用にあたっては、破損や汚損等がないよう丁寧に取り扱うこととし、万一、破損や汚損等があれば、直ちに区長に連絡のうえ、速やかに使用者の責任と負担により修理・清掃等を行うこと。

(3) 区長に無断で他の者に貸与権利を譲渡、又は貸与しないこと。

(4) 使用にあたっては、安全確保に十分留意すること。

(5) 搬送するために必要な費用については、貸与決定を受けた者が負担すること。

(事故等の処理)

第8条 「木のたまごプール」の使用によって生じた事故等に関しては、貸与決定を受けた者が使用者の責任において処理するものとし、区役所は一切の責を負わない。

(「木のたまごプール」貸与要綱より抜粋)

※実際に発生した事例

- ・「木のたまごプール」に鋭利なものが混入されていた
- ・「木のたまごプール」内で使用者が失禁した
- ・「木のたまご」を外部へ投擲した